



第2回 金融経済教育推進会議 資料

確定拠出年金「投資教育」の充実に向けた取り組みについて

平成25年12月16日

運営管理機関連絡協議会



<目次>

1. 運営管理機関連絡協議会(運管協)の概要
2. 金融経済教育推進会議に関する検討会について
3. DC制度の現状
4. 金融経済教育推進会議における取組み内容について
5. DCの投資教育について
6. 継続研修(継続教育)の実態
7. さらなる投資教育の充実のために
(参考)関連法令



1. 運営管理機関連絡協議会(運管協)の概要

(1) 設立の背景・目的

確定拠出年金(略称はDC)の運営管理機関は、証券、生損保、銀行、信託銀行等の様々な業態で業務を実施しております。「運営管理機関連絡協議会(略称は運管協)」は、運営管理機関の横断的な組織として、確定拠出年金制度の普及ならびに健全な発展のために、平成18年(2006年)12月1日に設立した任意団体です。

(2) 主な活動

- 確定拠出年金制度の調査・研究
- 運営管理機関相互の情報連絡
- 確定拠出年金制度に関わる意見の表明

(3) 運営体制

会副会(5社:三井住友信託銀行株式会社、日本確定拠出年金コンサルティング株式会社、
日本生命保険相互会社、野村証券株式会社、株式会社みずほ銀行)

常任会(会副会+9社)、

一般会員(地方銀行他35社) 合計49社(平成25年11月30日現在)

<運管協 常任会(14社)>

平成25年11月30日現在、五十音順、色反転は会副会

	企業名		企業名
1	ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社	8	日本確定拠出年金コンサルティング株式会社
2	損保ジャパンDC証券株式会社	9	日本生命保険相互会社
3	株式会社損害保険ジャパン	10	野村證券株式会社
4	第一生命保険株式会社	11	株式会社みずほ銀行
5	東京海上日動火災保険株式会社	12	株式会社三井住友銀行
6	日本インバスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社	13	三井住友信託銀行株式会社
7	日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社	14	明治安田生命保険相互会社

<運管協 一般会員(35社)>

	企業名		企業名
1	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	19	株式会社栃木銀行
2	エム・ユー・コミュニケーションズ株式会社	20	株式会社名古屋銀行
3	SBIベネフィットシステムズ株式会社	21	株式会社西日本シティ銀行
4	株式会社大垣共立銀行	22	日興年金コンサルティング株式会社
5	岡三証券株式会社	23	日本興亜損害保険株式会社
6	株式会社鹿児島銀行	24	PWM日本証券株式会社
7	株式会社静岡銀行	25	株式会社百五銀行
8	株式会社十八銀行	26	株式会社広島銀行
9	株式会社十六銀行	27	富国生命保険相互会社
10	株式会社荘内銀行	28	株式会社北越銀行
11	信金中央金庫	29	株式会社北洋銀行
12	住友生命保険相互会社	30	株式会社北陸銀行
13	スルガ銀行株式会社	31	株式会社みちのく銀行
14	ソニー生命保険株式会社	32	三井住友海上火災保険株式会社
15	大同生命保険株式会社	33	株式会社ゆうちょ銀行
16	大和ペンション・コンサルティング株式会社	34	株式会社横浜銀行
17	株式会社千葉銀行	35	株式会社りそな銀行
18	株式会社中国銀行		

2. 金融経済教育推進会議に関する検討会について

- 金融経済教育推進会議を受け、平成25年9月に運管協内に検討会を立ち上げ。
- 運管協常任会8社と協力団体として金融庁が参加。
- 年度内を目途に一定の結論を得るべく2か月に一度、検討会を開催。
- 検討会の下部組織としてワーキンググループ(事務局)を設置。

<検討会構成メンバー>

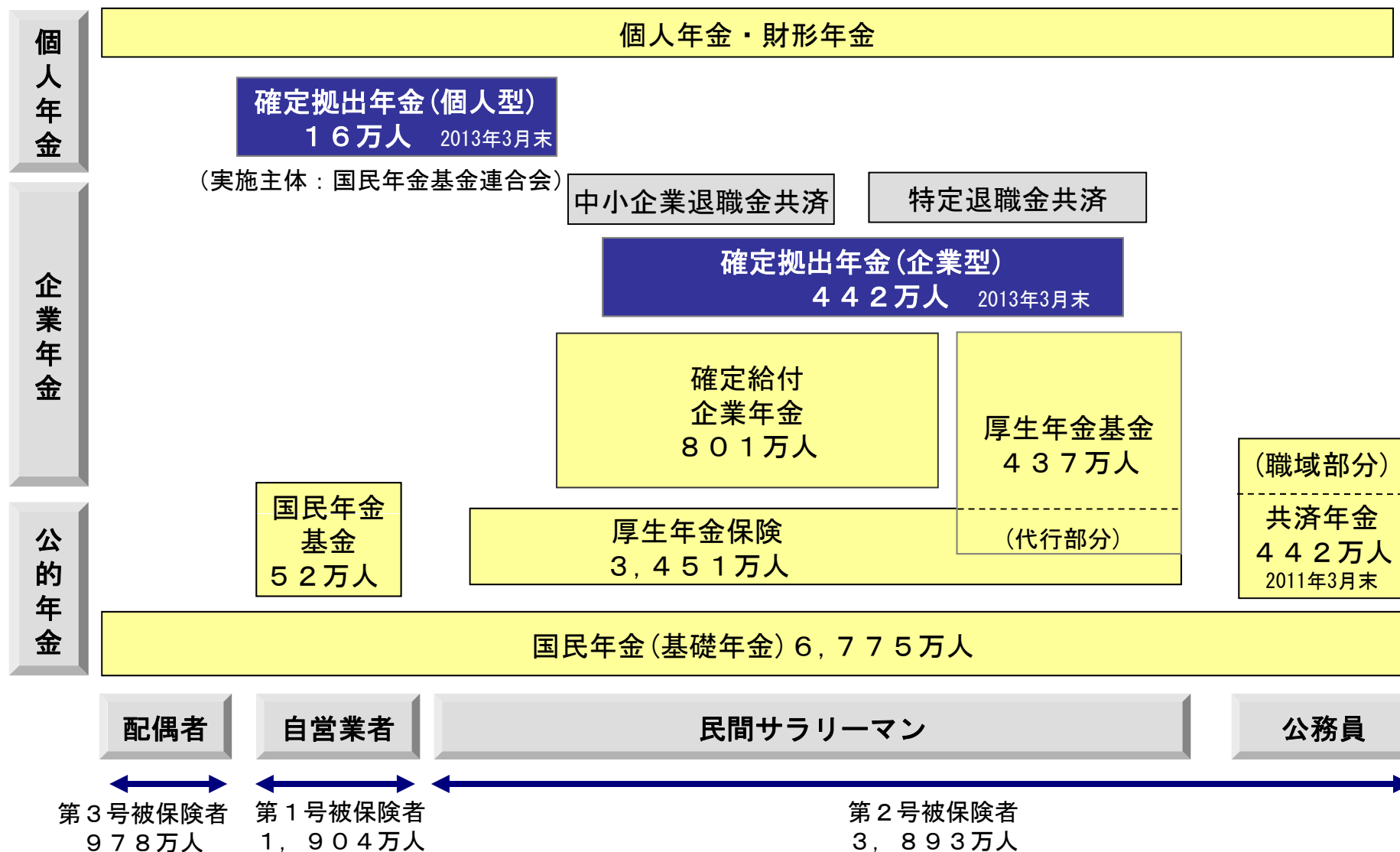
社名等	備考
ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社	
損保ジャパンDC証券株式会社	
第一生命保険株式会社	
日本確定拠出年金コンサルティング株式会社	副座長
日本生命保険相互会社	
野村証券株式会社	
株式会社みずほ銀行	
三井住友信託銀行株式会社	座長
金融庁	協力団体

<スケジュール>

時期	会議名
2013年6月	第1回 金融経済教育推進会議
2013年9月	第1回 検討会
2013年11月	第2回 検討会
〃	運管協 常任会
2013年12月	第2回 金融経済教育推進会議
2014年1月	運管協 常任会
〃	第3回 検討会
2014年3月	第4回 検討会
〃	運管協 常任会
2014年3月ごろ	第3回 金融経済教育推進会議

3. -1 DC制度の現状

【年金制度の体系】



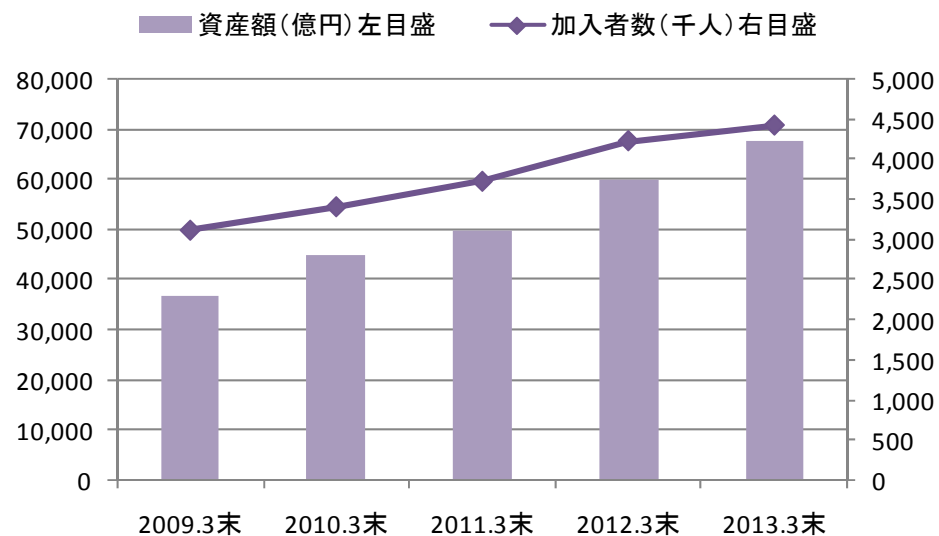
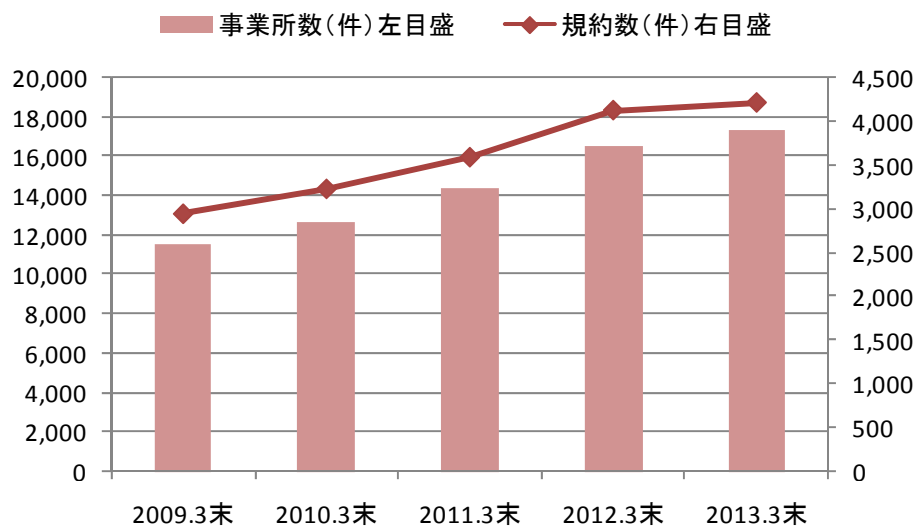
(出所：「第1回 厚生年金基金制度に関する専門委員会」参考資料1。 数値は注釈のない限り2012年3月31日現在。)

3. -2 DC制度の現状

【企業型DCの計数推移】

	2009.3末	2010.3末	2011.3末	2012.3末	2013.3末
規約数(件)	2,946	3,231	3,593	4,131	4,219
事業所数(件)	11,550	12,740	14,405	16,576	17,356
加入者数(千人)	3,117	3,408	3,724	4,228	4,422
資産額(億円)	36,964	44,976	50,141	60,006	67,961

(出所: 運管協 確定拠出年金統計資料 2013年3月末)



4. 金融経済教育推進会議における取組み内容について

金融経済教育研究会・報告書(平成25年4月30日)

②社会人・高齢者段階における取組みの推進

(a)DC教育の充実

社会人段階における金融経済教育の場として、DC教育は極めて有望なチャネルである。その一層の充実に向けて、DC教育の機会の確保、とりわけ継続研修の実施、受講者にとって過大な時間・労力がからない形での内容の充実を図るための方策を検討していくことが必要である。今後、導入時研修の内容の充実や継続研修の必要性について、関係者の意識が高まっていけば、より効果のある投資教育の場となり得ると考えられる。



第1回 金融経済教育推進会議(平成25年6月7日)

取組み内容:確定拠出年金の投資教育の充実(「継続研修の実施」、「内容の充実」)

取組み内容	運管協検討会での検討項目
内容の充実	<ul style="list-style-type: none">●最低限習得すべき金融リテラシーの具体化及び体系化を参考とした内容の充実の検討
継続研修の実施	<ul style="list-style-type: none">● 事業主(加入者)のニーズ確認● 継続教育(継続研修)の実施状況の確認● 継続教育(継続研修)の実施方法の検討● 効果測定 of 検討

5. DCの投資教育について

(1) 投資教育は事業主の責務

- DCにおいて、加入者に対する投資教育の実施は、確定拠出年金法第22条により、事業主の努力義務※として規定。

※ 投資教育には事業主がDC制度を導入する際の研修のほか、再教育やDC制度への関心を促す機会として継続教育(継続研修)があるが、実施にあたっては事業主と、事業主から委託を受けた運営管理機関が協力して実施している場合が多い。

事業主の努力義務

➤ 第二十二條

事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第二十五条第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(注)資産の運用に関する情報提供＝いわゆる投資教育(法令解釈通知)

継続教育の実施義務

- 2 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第二十五条第一項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。

5. DCの投資教育について

(2) 投資教育の内容は法令解釈通知※1で規定

投資教育の具体的な内容は「最低限習得すべき金融リテラシー」の4分野15項目との共通点多数。

第2 資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に関する事項 3.法第22条の規定に基づき加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容	「最低限習得すべき金融リテラシー」の 4分野・15項目との対応 ※2	
確定拠出年金制度等の 具体的な内容	確定拠出年金制度等の具体的な内容 「ア わが国の年金制度の概要、改正等の動向及び年金制度における確定拠出年金の位置づけ」 「イ 確定拠出年金制度の概要」	
金融商品の仕組みと特徴	預貯金、信託商品、投資信託、債券、株式、保険商品等それぞれの金融商品についての次の事項 「ア その性格又は特徴」「イ その種類」「ウ 期待できるリターン」 「エ 考えられるリスク」 「オ 投資信託、債券、株式等の有価証券や変額保険等については、価格に影響を与える要因等」	【金融分野共通】 項目6 金融経済教育において基礎となる重要な事項(金利(単利、複利)、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等)や金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択についての理解 項目7 取引の実質的なコスト(価格)について把握することの重要性の理解
資産の運用の基礎知識	「ア 資産の運用を行うに当たっての留意点(すなわち金融商品の仕組みや特徴を十分認識した上で運用する必要があること)」 「イ リスクの種類と内容(金利リスク、為替リスク、信用リスク、価格変動リスク、インフレリスク等)」 「ウ リスクとリターンの関係」 「エ 長期運用の考え方とその効果」 「オ 分散投資の考え方とその効果」	【資産形成商品】 項目12 人によってリスク許容度は異なるが、仮により高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことの理解 項目13 資産形成における分散(運用資産の分散、投資時期の分散)の効果の理解 項目14 資産形成における長期運用の効果の理解
確定拠出年金制度を含めた 老後の生活設計	「ア 老後の定期収入は現役時代と比較し減少するため、資産形成は現役時代から取り組むことの必要性」 「エ 現役時代の生活設計を勘案しつつ、確定拠出年金や退職金等を含めた老後の資産形成の計画や運用目標の考え方」等	【1. 家計管理】 項目1 適切な収支管理(赤字解消・黒字確保)の習慣化 【2. 生活設計】 項目2 ライフプランの明確化及びライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解

※1 確定拠出年金制度について(平成13年8月21日年発第213号)

※2 記載した項目以外についても、例えば「項目8～11【保険商品】【ローン・クレジット】」は「確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計」の中に含まれていると考えており、共通点は多数存在する。

5. DCの投資教育について

(3) 投資教育の実施方法も法令解釈通知で規定

第2 資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に関する事項

4.加入者等への具体的な提供方法等

(1) 投資教育を行う事業主等は、次に掲げる方法により、加入者等に提供すること。

- ① 投資教育の方法としては、例えば資料やビデオの配布(電磁的方法による提供を含む。)、説明会の開催等があるが、各加入者等ごとに、当該加入者の資産の運用に関する知識及び経験等応じて、最適と考えられる方法により行うこと。
- ② 事業主等は、加入者等がその内容を理解できるよう投資教育を行う責務があり、加入者等からその内容についての質問や照会等が寄せられた場合には、速やかにそれに対応すること。
特に、加入後の投資教育においては、加入者等の知識等に応じて、個別・具体的な質問、照会等が寄せられることから、コールセンター、メール等による個別の対応に配慮することが望ましい。
また、テーマ等を決めて、社内報、インターネット等による継続的な情報提供を行うことや、既存の社員研修の中に位置付けて継続的に実施することも効果的である。
- ③ 確定拠出年金制度に対する関心を喚起するため、公的年金制度の改革の動向や他の退職給付の内容等の情報提供を合わせて行うことにより、自らのライフプランにおける確定拠出年金の位置づけを考えられるようにすることが効果的である。

(2) 事業主が確定拠出年金運営管理機関に投資教育を委託する場合には、当該事業主は、投資教育の内容・方法、実施後の運用の実態、問題点等、投資教育の実施状況を把握するよう努めること。また、加入者等への資料等の配布、就業時間中における説明会の実施、説明会の会場の用意等、できる限り協力することが望ましい。
加入後の投資教育についても、その重要性に鑑み、できる限り多くの加入者等に参加、利用の機会が確保されることが望ましい。



継続研修(継続教育)の実態

- Q 実施状況は？
- Q 事業主の認識は？
- Q 実施方法は？
- Q 継続研修(継続教育)の狙いは？
- Q 実施しない理由は？

調査協力機関

- 企業年金連合会
- 特定非営利活動法人 確定拠出年金教育協会
- 特定非営利活動法人 確定拠出年金総合研究所

6. 継続研修(継続教育)の実態

Q 実施状況は？

A 導入教育は全員対象に実施、継続教育は約6割が実施済みまたは実施予定

- 導入時は大部分が全員対象の教育を受けており、事業主の教育に対する意識は高い。
- 直近の調査によると、実施済みは約6割であり、年々高まりつつある。
(実施予定を加えると約7割が実施)

<導入教育の実施対象>

導入教育は全員対象が
94.6%、希望者のみ実施が
5.4%と大部分が全員を対象
に実施。

回答数:973社

導入時教育の形態 (対象者)	度数	率
希望者のみ実施	53	5.4%
全員対象で実施	920	94.6%
有効回答者数	973	

無回答	61	
-----	----	--

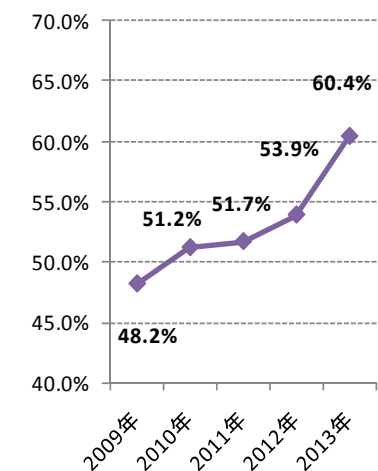
(出所:第4回 確定拠出年金制度に関する実態調査 2013年速報値 / 企業年金連合会)

<継続教育の実施状況(第三者機関による直近アンケート)>

調査内容	調査年度	回答数	質問項目	回答			
				実施済み (複数回実施含む)	計画中	実施していない	その他・無回答
「第4回 確定拠出年金制度に関する実態調査」(速報値) 企業年金連合会	2013年	990社	継続教育の実施状況の有無	55.2%	9.8%	35.1%	
「企業型確定拠出年金(DC)担当者の意識調査2013」 特定非営利活動法人 確定拠出年金教育協会	2013年	1034社	2010年以降に継続教育を実施したか	60.4%	13.7%	24.8%	1.1%
「第10回:企業型確定拠出年金制度の運営管理および運営管理機関取引に関する調査」 特定非営利活動法人 確定拠出年金総合研究所	2013年	718社	制度導入後における継続教育の実施状況	65.6%		34.3%	0.1%

(出所:各調査内容欄参照)

実施率推移



(出所:企業型確定拠出年金(DC)担当者の意識調査 2009-2013 / 特定非営利活動法人 確定拠出年金教育協会 / 過去(直近3年及び3年以上)に継続教育を実施したと回答した企業の割合)

6. 継続研修(継続教育)の実態

Q 事業主の認識は？

A 「事業主の義務」、「加入者の関心を高めたい」と考えている事業主が多い

- 実施する理由として、約7割が「事業主の義務」としており、約6割が「加入者の関心を高めたい」と考えている。
- 約半数の事業主が「導入時の教育だけでは不足している」と感じている。
- 実施していない事業主も、約8割は継続教育が必要と考えている。

<継続教育を実施する理由(複数回答)>

回答数:657社

		合計	確定拠出年金法で教育は事業主の義務だと定められているから	導入時の教育だけでは足りないから	加入者の関心を高めたいから	その他	無回答
全体		657	72.9	45.4	62.7	4.4	2.1
従業員数別	50人未満	26	65.4	50.0	57.7	11.5	3.8
	50~99人	55	72.7	38.2	60.0	5.5	-
	100~299人	183	76.0	42.6	53.0	3.8	3.3
	300~999人	205	66.3	43.4	65.4	5.4	2.0
	1000~4999人	133	79.7	48.9	66.2	0.8	0.8
導入時期別	5000人以上	55	74.5	58.2	81.8	7.3	3.6
	2001~2002年	24	62.5	50.0	62.5	4.2	4.2
	2003~2005年	185	71.4	43.2	62.2	5.9	2.2
	2006~2008年	193	77.2	43.5	65.8	5.2	2.1
	2009~2010年	215	74.4	45.1	62.8	2.8	2.3
	2011~2012年	40	57.5	62.5	50.0	2.5	-

<(実施していない事業主のうち)継続教育は必要だと思うか>

回答数:366社

		合計	はい	いいえ	無回答
全体		366	80.6	14.8	4.6
従業員数別	50人未満	33	75.8	15.2	9.1
	50~99人	42	76.2	19.0	4.8
	100~299人	134	76.9	17.9	5.2
	300~999人	98	84.7	13.3	2.0
	1000~4999人	49	87.8	8.2	4.1
導入時期別	5000人以上	10	90.0	-	10.0
	2001~2002年	17	82.4	17.6	-
	2003~2005年	107	80.4	16.8	2.8
	2006~2008年	120	80.8	12.5	6.7
	2009~2011年	93	79.6	16.1	4.3
	2012~2013年	29	82.8	10.3	6.9

(出所:企業型確定拠出年金(DC)担当者の意識調査 2013 / 特定非営利活動法人 確定拠出年金教育協会)

(出所:企業型確定拠出年金(DC)担当者の意識調査 2013 / 特定非営利活動法人 確定拠出年金教育協会)

6. 継続研修(継続教育)の実態

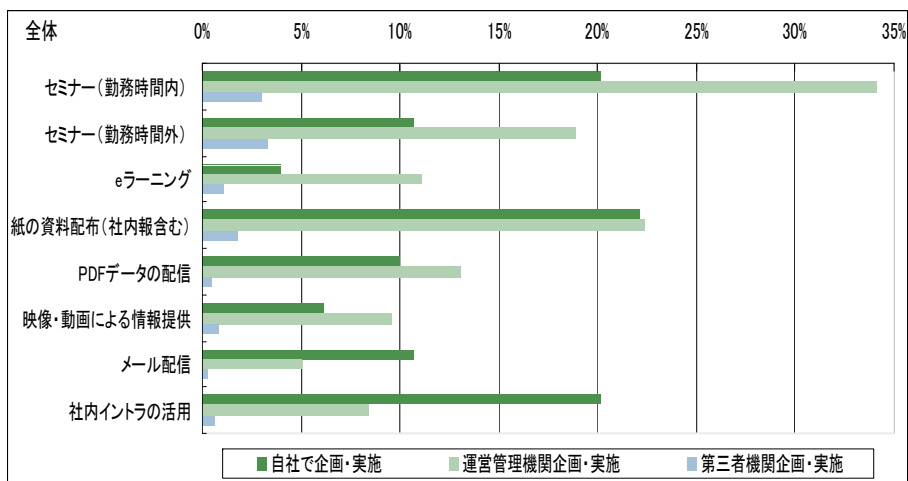
Q 実施方法は？

A 「セミナー・集合研修」「eラーニング」「社内イントラ・メール」「紙媒体」「映像・動画」など様々

- 事業主の特性に応じ、対面型や非対面型など様々な方法で実施している。
- セミナー・集合研修は「勤務時間内」に開催するケースが多い。

<継続教育の実施方法(複数回答)>

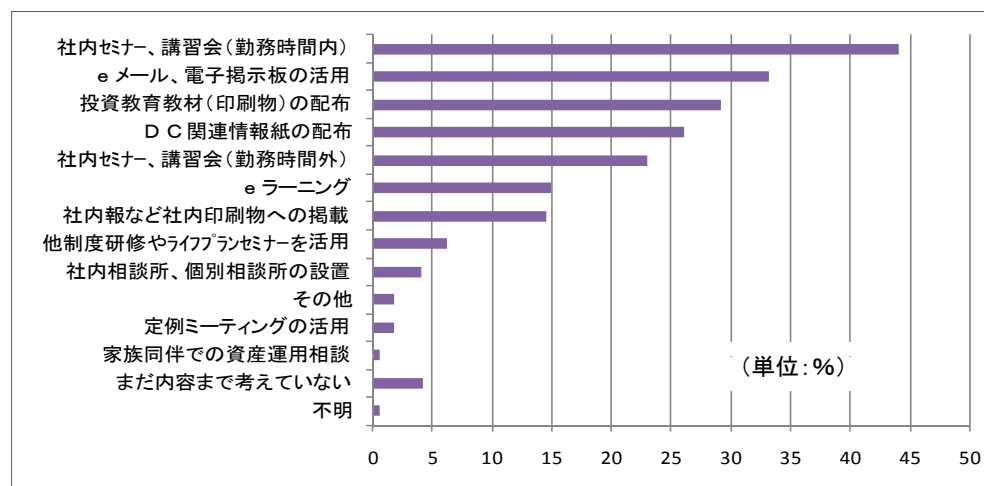
回答数:657社



(出所:企業型確定拠出年金(DC)担当者の意識調査 2013 / 特定非営利活動法人 確定拠出年金教育協会)

<継続教育の方法>

回答数:553社



(出所:第10回:企業型確定拠出年金制度の運営管理および運営管理機関取引に関する調査 / 特定非営利活動法人 確定拠出年金総合研究所)

6. 継続研修(継続教育)の実態

Q 継続研修(継続教育)の狙いは？

A 加入者のレベルや導入時期によって狙いは異なる

- 導入後間もない企業ほど「DC制度の理解促進」など基本的事項の理解促進が多い。
- 「ライフプランとの関連性の理解促進」や「経済・マーケットへの理解促進」も相応の割合で存在。

<継続教育において重視すべきこと(複数回答)>

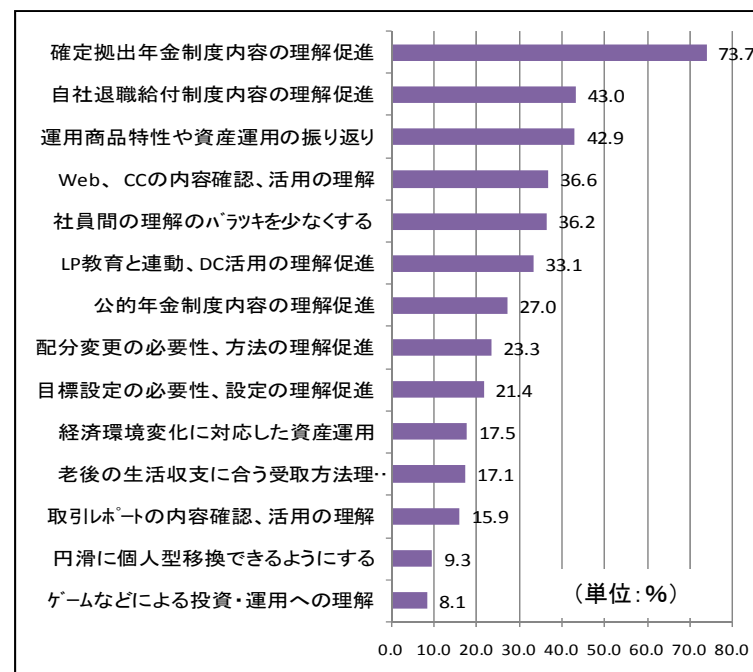
回答数:1034社

	合計	DC制度の理解を深めること	DC制度に関心を持ってもらうこと	公的年金とDC制度の繋がりについて伝えること	DC制度とライフプランの関わりについて伝えること	ライフプラン後の生活設計について考えさせること	経済・マーケットに興味を持ってもらうこと	投資信託等の運用商品について理解してもらうこと	その他	無回答
全体	1034	68.4	64.0	33.2	41.3	45.2	23.3	30.8	0.8	3.2
従業員数別										
50人未満	60	53.3	51.7	35.0	40.0	46.7	11.7	26.7	-	8.3
50~99人	98	67.3	51.0	36.7	30.6	43.9	26.5	28.6	1.0	5.1
100~299人	321	64.5	60.1	28.7	38.0	45.2	24.0	27.4	1.2	3.7
300~999人	304	73.4	68.8	35.2	42.1	44.1	25.7	34.2	-	1.3
1000~4999人	184	70.7	70.7	37.0	46.7	44.6	20.1	30.4	0.5	2.7
5000人以上	67	73.1	73.1	28.4	55.2	52.2	23.9	38.8	3.0	3.0
導入時期別										
2001~2002年	42	61.9	59.5	23.8	38.1	45.2	28.6	28.6	4.8	2.4
2003~2005年	293	69.3	64.8	30.4	44.7	48.8	24.6	32.4	0.7	1.7
2006~2008年	317	66.9	65.0	34.1	37.9	43.5	21.1	30.0	0.6	3.2
2009~2011年	312	68.6	60.9	34.3	41.7	42.3	23.1	30.4	0.6	4.8
2012~2013年	70	74.3	72.9	41.4	42.9	50.0	25.7	30.0	-	2.9

(出所:企業型確定拠出年金(DC)担当者の意識調査 2013 / 特定非営利活動法人 確定拠出年金教育協会)

<継続教育・コミュニケーションの狙い・目標(複数回答)>

回答数:718社



(出所: 第10回:企業型確定拠出年金制度の運営管理および運営管理機関取引に関する調査 / 特定非営利活動法人 確定拠出年金総合研究所)

6. 継続研修(継続教育)の実態

Q 実施しない理由は？

A 実施しない理由は様々

- 「担当者の時間がない」、「集合が難しい」、「費用の確保が困難」といった物理的な問題から「教育効果」に関連するものまで、事業主により理由は様々。

<継続教育を実施する予定がない理由(複数回答)>

回答数:366社

	合計	継続教育の費用を確保できないから	継続教育に時間(人員)を割く余裕がないから	営業拠点が散らばっていて加入者を集められないから	加入者の知識レベルにばらつきがあり、どのレベルにあわせてもよいかかわらないから	教育の効果があるかどうかかわらないから	経営層がその必要性を理解していないから	確定拠出年金制度を導入したばかりだから	その他	無回答
全体	366	18.6	35.8	30.6	20.2	18.0	9.3	7.7	7.4	31.4
従業員数別										
50人未満	33	18.2	27.3	12.1	24.2	18.2	9.1	-	18.2	33.3
50~99人	42	19.0	35.7	28.6	19.0	21.4	4.8	2.4	7.1	31.0
100~299人	134	19.4	37.3	29.9	20.1	19.4	9.7	9.0	8.2	29.9
300~999人	98	16.3	37.8	36.7	23.5	18.4	7.1	10.2	3.1	32.7
1000~4999人	49	18.4	38.8	28.6	12.2	14.3	12.2	8.2	8.2	32.7
5000人以上	10	30.0	10.0	60.0	20.0	-	30.0	10.0	-	30.0
導入時期別										
2001~2002年	17	5.9	41.2	41.2	17.6	11.8	-	-	5.9	35.3
2003~2005年	107	22.4	36.4	30.8	23.4	20.6	9.3	-	10.3	31.8
2006~2008年	120	17.5	40.0	34.2	21.7	15.0	10.8	-	6.7	32.5
2009~2010年	93	19.4	33.3	28.0	17.2	23.7	7.5	12.9	6.5	30.1
2011~2012年	29	13.8	20.7	17.2	13.8	6.9	13.8	55.2	3.4	27.6

(出所:企業型確定拠出年金(DC)担当者の意識調査 2013 / 特定非営利活動法人 確定拠出年金教育協会)

<継続教育を実施していない理由(複数回答)>

回答数:318社

継続教育を実施していない理由	度数	率
予算が取れない	59	18.6%
開催が困難	179	56.3%
教育内容が不明	67	21.1%
プログラムが作れない	46	14.5%
あくまで努力義務であるから	69	21.7%
その他	53	16.7%
有効回答数	473	
有効回答者数	318	
無回答	29	

(出所:第4回 確定拠出年金制度に関する実態調査 2013年速報値 / 企業年金連合会)

<継続教育実施上の悩み・課題(複数回答)>

回答数:718社

継続教育実施上の悩み・課題	率(%)
教育効果がどの程度あるか	47.9
社員教育に投入可能時間の確保困難	43.6
どんな内容、方法で実施するか	32.6
他業務兼務のため教育に割く時間少	31.9
社員参加がどの程度か、自信がない	25.1
費用の捻出が困難	19.2
何を教育効果測定指標にすればよいか	15.9
他福利制度と連動、相乗効果を高めたい	8.8
トップや上司の支援が得られない	5.7
社員の誰を対象に実施するがよいか	4.9
その他	5.6
不明	3.6

(出所:第10回:企業型確定拠出年金制度の運営管理および運営管理機関取引に関する調査 / 特定非営利活動法人 確定拠出年金総合研究所)

6. 継続研修(継続教育)の実態

●各調査機関との意見交換によるアンケート結果の補足

<実施方法について>

- 「継続教育＝セミナー」と考えているところが多い。
- 実施時期については、「毎年実施」や「新入社員に教育し、後は何年か毎に実施」など事業主により様々。
- 事業主の担当者はやらなければいけないと考えているが、継続教育のプログラムが確立できていないなど、やり方がわからない場合がある。
- どういうやり方が効果的なのか、測定方法が難しい。

<実施しない理由>

- 人員不足や物理的な問題等含めたコストがボトルネックとなっているケースがある。
- 事業主と言っても経営層と担当者で認識が異なる(経営層が継続教育の重要性を理解し、投資教育が必要なコストであると理解することも必要と考える。)
- 自ら勉強すべきものである、個人の問題であると考えている。
- 制度導入時の担当者は投資教育の重要性を理解していても、2代目、3代目となりその重要性を感じていない、引き継がれていないことも理由の一つ。
- 継続教育を実施していない企業の中には、努力義務であり、罰則規定がないことを理由としているところもある。
- 継続教育のコストパフォーマンス(実施効果)が測りにくい。
- 教育の効果がわかりにくく、会社としてのメリット(ベネフィット)を感じにくい。



7. さらなる投資教育の充実のために

(1) 教育内容について

- 投資教育の内容は「最低限習得すべき金融リテラシー」との共通点は多い。
- 本推進会議での報告を踏まえ、さらなる教育内容の充実化を検討する必要がある。

(2) 継続研修(継続教育)について

教育実施の必要性に対する企業の認識は高く、実施率も年々高まってきているが、さらに継続教育を充実させていくためには、

- 継続教育の実施方法は、「セミナー・集合研修」を基本としながらも、Eラーニングなど様々なツールの活用を周知していくことで、事業主の実態に合う、実施方法の多様化を進める必要がある。
- また、経営層及び企業担当者など関係者の継続教育の必要性及びその効果への理解を高めていくことで、実施率を向上していく必要がある。

(3) 今後の検討課題

- さらなる投資教育の充実に向けた取組みとして、内容の充実、事業主の継続教育実施をサポートする継続教育の実施方法や効果測定の方法を検討していく。

(参考) 関連法令①

法律	条	概要	条文
確定拠出年金法	第22条	事業主の努力義務	<p>(事業主の責務)</p> <p>第二十二條 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第二十五條第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第二十五條第一項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。</p>
確定拠出年金法施行令	第3条第3号	どのような投資教育を法第22条に基づいて実施するかは、規約に記載しなければならない事項	<p>(企業型年金に係る規約に定めるその他の事項)</p> <p>第三條 法第三條第三項第十二号の政令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 事業主が法第七條第一項の規定により法第二條第七項に規定する運営管理業務(以下単に「運営管理業務」という。)の全部又は一部を委託する場合にあっては当該委託に係る契約(法第七條第二項の規定による再委託に係る契約を含む。)に関する事項</p> <p>二 法第八條第二項に規定する資産管理契約(以下単に「資産管理契約」という。)に関する事項</p> <p>三 法第二十二條の規定による措置の内容</p> <p>四 法第五十四條第一項の規定により資産の移換を受ける場合にあっては、当該資産の移換に関する事項</p> <p>五 法第五十四條の二第一項の規定による脱退一時金相当額等(同項に規定する脱退一時金相当額等をいう。以下同じ。)の移換に関する事項</p> <p>六 企業型年金の事業年度に関する事項</p>
確定拠出年金制度について (法令解釈通知)	第2 資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に関する事項	3. 法第22条の規定に基づき加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容	(次ページ以降参照)

(参考)関連法令②

確定拠出年金制度について(平成13年8月21日年発第213号) 抜粋

(別紙)

確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)

第2 資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に関する事項

3. 法第22条の規定に基づき加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容

(1) 投資教育を行う事業主等は、2で述べたように、加入時及び加入後の投資教育の目的、性格等に応じて、(3)に掲げる事項について、加入時、加入後を通じた全般の計画の中で、加入者等が的確かつ効果的に習得できるよう、その内容の配分に配慮する必要がある。

また、事後に、アンケート調査、運用の指図の変更回数等により、目的に応じた効果の達成状況を把握することが望ましい。

(2) 特に、加入後の投資教育においては、次のような事項について配慮すること

① 運用商品に対する資産の配分、運用指図の変更回数等の運用の実態、コールセンター等に寄せられた質問等の分析やアンケート調査により、対象となる加入者等のニーズを十分把握し、対象者のニーズに応じた内容となるよう、配慮する必要がある。

なお、運営管理機関は制度の運用の実態等を定期的に把握・分析し、事業主に情報提供するとともに、必要な場合には投資教育に関する助言をするよう努めること。

② 基本的な事項が習得できていない者に対しては、制度に対する関心を喚起するよう十分配慮しながら、基本的な事項の再教育を実施すること。また、加入者等の知識及び経験等の差が拡大していることから、より高い知識及び経験を有する者にも対応できるメニューに配慮することが望ましい。

③ 具体的な資産配分の事例、金融商品ごとの運用実績等の具体的なデータを活用すること等により、運用の実際が実践的に習得できるよう配慮することが効果的である。

(3) 具体的な内容

① 確定拠出年金制度等の具体的な内容

ア わが国の年金制度の概要、改正等の動向及び年金制度における確定拠出年金の位置づけ

イ 確定拠出年金制度の概要(次の(ア)から(キ)までに掲げる事項)

(ア) 制度に加入できる者とその拠出限度額(企業型年金加入者掛金を導入している事業所には、企業型年金加入者掛金の拠出限度額とその効果を含む。)

(イ) 運用商品(法第23条第1項に規定する運用の方法をいう。以下同じ。)の範囲、加入者等への運用商品の提示の方法及び運用商品の預替え機会の内容

(ウ) 給付の種類、受給要件、給付の開始時期及び給付(年金又は一時金別)の受取方法

(エ) 加入者等が転職又は離職した場合における資産の移換の方法

(オ) 拠出、運用及び給付の各段階における税制措置の内容

(カ) 事業主、国民年金基金連合会、運営管理機関及び資産管理機関の役割

(キ) 事業主、国民年金基金連合会、運営管理機関及び資産管理機関の行為準則(責務及び禁止行為)の内容

(参考) 関連法令③

確定拠出年金制度について(平成13年8月21日年発第213号) 抜粋

② 金融商品の仕組みと特徴

預貯金、信託商品、投資信託、債券、株式、保険商品等それぞれの金融商品についての次の事項

ア その性格又は特徴

イ その種類

ウ 期待できるリターン

エ 考えられるリスク

オ 投資信託、債券、株式等の有価証券や変額保険等については、価格に影響を与える要因等

③ 資産の運用の基礎知識

ア 資産の運用を行うに当たっての留意点(すなわち金融商品の仕組みや特徴を十分認識した上で運用する必要があること)

イ リスクの種類と内容(金利リスク、為替リスク、信用リスク、価格変動リスク、インフレリスク等)

ウ リスクとリターンの関係

エ 長期運用の考え方とその効果

オ 分散投資の考え方とその効果

④ 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計

ア 老後の定期収入は現役時代と比較し減少するため、資産形成は現役時代から取り組むことの必要性

イ 平均余命などを例示することで老後の期間が長期に及ぶものであること及び老後に必要な費用についても長期にわたり確保する必要があること。

ウ 老後に必要となる一般的な生活費の総額を例示しつつ、公的年金や退職金等を含めてもなお不足する費用(自身が確保しなければならない費用)の考え方

エ 現役時代の生活設計を勘案しつつ、確定拠出年金や退職金等を含めた老後の資産形成の計画や運用目標の考え方

オ 加入者等が運用商品を容易に選択できるよう運用リスク度合いに応じた資産配分例の提示

(4) 加入者等に、運用プランモデル(老後までの期間や老後の目標資産額に応じて、どのような金融商品にどの程度の比率で資金を配分するかを例示したモデル)を示す場合にあつては、元本確保型の運用方法(令第16条各号に規定する運用の方法をいう。以下同じ。)のみで運用する方法による運用プランモデルを必ず含め、比較できるよう工夫し、提示するものとする。

また、退職時期を意識しリスク管理を行うことが一般的であり、老後までに時間がある若年層は比較的风险が取りやすく、老後を間近に控える高年層には、リスクを抑えるといった投資の基本的な考え方を意識付けることが望ましい。

例えば、老後の資産形成の目標も踏まえ、資産形成期に過度に元本確保型の比率が高い状態や年金資産額を確定していく時期に過度に元本確保型の比率が低い状態とならないよう計画的に元本確保型の比率を設定するよう説明するのが望ましい。

(参考) 関連法令④

確定拠出年金制度について(平成13年8月21日年発第213号) 抜粋

4. 加入者等への具体的な提供方法等

(1) 投資教育を行う事業主等は、次に掲げる方法により、加入者等に提供すること。

① 投資教育の方法としては、例えば資料やビデオの配布(電磁的方法による提供を含む。)、説明会の開催等があるが、各加入者等ごとに、当該加入者の資産の運用に関する知識及び経験等に応じて、最適と考えられる方法により行うこと。

② 事業主等は、加入者等がその内容を理解できるよう投資教育を行う責務があり、加入者等からその内容についての質問や照会等が寄せられた場合には、速やかにそれに対応すること。

特に、加入後の投資教育においては、加入者等の知識等に応じて、個別・具体的な質問、照会等が寄せられることから、コールセンター、メール等による個別の対応に配慮することが望ましい。

また、テーマ等を決めて、社内報、インターネット等による継続的な情報提供を行うことや、既存の社員研修の中に位置付けて継続的に実施することも効果的である。

③ 確定拠出年金制度に対する関心を喚起するため、公的年金制度の改革の動向や他の退職給付の内容等の情報提供を合わせて行うことにより、自らのライフプランにおける確定拠出年金の位置づけを考えられるようにすることが効果的である。

(2) 事業主が確定拠出年金運営管理機関に投資教育を委託する場合には、当該事業主は、投資教育の内容・方法、実施後の運用の実態、問題点等、投資教育の実施状況を把握するよう努めること。また、加入者等への資料等の配布、就業時間中における説明会の実施、説明会の会場の用意等、できる限り協力することが望ましい。

加入後の投資教育についても、その重要性に鑑み、できる限り多くの加入者等に参加、利用の機会が確保されることが望ましい。

5. 投資教育と確定拠出年金法で禁止されている特定の運用の方法に係る金融商品の勧奨行為との関係

(1) 事業主等が上記3に掲げる投資教育を加入者等に行う場合には、当該行為は法第100条第6号に規定する禁止行為には該当しないこと。

(2) なお、事業主等が、価格変動リスク又は為替リスクが高い株式、外国債券、外貨預金等(この(2)において「株式等」という。)のリスクの内容について加入者等に十分説明した上で、老後までの期間及び老後の目標資産額に応じて株式等での運用を含んだ複数の運用プランモデルの提示を行う場合にあっても、当該行為は法第100条第6号に規定する禁止行為には該当しないこと。



End of presentation.